

とくしま オーガニック情報	NPO法人徳島県有機農産物認証協会機関誌
	創刊号

徳島市かちどき橋1丁目41番地
徳島県林業センター4階
徳島県農業会議内
TEL 088-655-8368
FAX 088-655-8364

祝 JAS登録認定機関に登録されました!!

登録にあたって

特定非営利活動法人徳島県有機農産物認証協会
理事長 川端 静司

この度、本協会は日本農林規格の登録認定機関として農林水産大臣から認可されました。

有機農産物については、環境への意識の高まり、食品への安全性への要求を背景に関心が高まっていますが、一方では加工業者や消費者への安定的な供給、認証制度に関する情報の不足等、様々な問題を抱えています。

このため、県内の生産販売の実情に応じた検査認証制度の創設を目指して、平成12年11月に「徳島県有機農産物等認証研究会」での検討を開始いたしました。

この検討結果を踏まえ、有機農産物に関心を持つ個人、団体に広く参加を呼びかけ、生産から消費に至る関係者の連携を深めながら、有機農産物の適正かつ円滑な流通を促進し、環境にやさしい農業の発展に寄与することを目的として、平成13年6月、JAS法に基づく認定業務を主に行う「特定非営利活動法人徳島県有機農産物認証協会」を設立いたしました。

その後、関係機関には登録申請内容を始め、検査員・判定員の研修等でご指導いただき、今回、農林水産大臣の認可を得ることができ、心から御礼申し上げます。

しかしながら、この度の登録認可はようやくスタートラインに立ったということで、これからが試練の始まりだと考えております。

これから、私たちは、県内生産者の皆様方に有機認証制度の申請手続きや栽培管理方法の詳細について講習等を行うとともに、徳島県内の有機農業の振興と消費者の信頼確保につながる認定業務を公正かつ厳正に遂行する必要があります。

このため、今後とも会員の皆様や関係機関のご理解とご協力をお願い申し上げます。

お祝いのことば

徳島県農林水産部長 錦野 斌彦

特定非営利活動法人徳島県有機農産物認証協会におかれましては、この度、登録認定機関として農林水産大臣の認可を受けられ、誠にありがとうございます。

近年、輸入品の増大などによる農林水産物の価格低迷が続く中で、徳島県の農林水産業が活路を見いだすための一つの方策として、輸入品等に負けない魅力づくりが必要であり、そのため「安心・安全」のとくしまブランドづくりに取り組んでいかなければならないと考えています。

また、牛肉の偽装事件に端を発した食品表示に対する消費者の不信感の増大により、生産履歴を追跡するトレーサビリティへの関心も高まっております。

こういった背景にあつて、有機食品に付される有機JASマークは、第三者機関が検査・認証し、貼付されるものであり、昨今の消費者ニーズに応えるとともに、生産者が「安心・安全」をアピールするための有力な手段になると言えるのではないのでしょうか。

一方、本県における有機農産物認証機関については、生産から消費に至る個人、団体と県が連携し、研究会の設置、特定非営利活動法人の設立、登録認定機関としての認定と進んでまいりまして、いよいよ県内での認証業務が始まることとなりますが、まだまだ生産者、消費者とも制度に対する理解が不十分であり、技術面、価格面や安定的な流通確保など課題も多い実状です。

このため、これから始まる有機認証業務に際し、公正かつ厳正に行われることをお願いするとともに、制度の普及、生産・流通の推進に向けて、県としても貴協会と連携しながら各種施策に取り組んでいく所存でございます。

貴協会におかれましては、今後ますますご活躍されますよう、ご期待を申し上げます。

登 録 ま で の 経 過

○平成12年7月2日、徳島市「さくら荘」に於いて

県内に登録認定機関を設けるための研究組織「徳島県有機農産物等認証研究会」の設立準備会を開いた。

○平成12年9月6日、徳島市「徳島県水産会館」に於いて

第2回目の「徳島県有機農産物等認証研究会」の設立準備会を開いた。

○平成12年10月27日

登録認定機関「NPO法人兵庫県有機農業研究会」及び登録申請中の「兵庫県農業協同組合中央会」を視察研修した。

○平成12年11月6日、徳島市「眉山会館」に於いて

「徳島県有機農産物等認証研究会」の設立総会を開くとともに、「第1回研究会」を開いた。

○平成13年1月31日

登録認定機関「NPO法人愛媛県有機農業研究会」及び同研究会の「認定農家」の視察研修をした。

○平成13年2月16日、徳島市「眉山会館」に於いて

「第2回研究会」を開いた。

○平成13年3月12日

「有機農産物認定に関する生産者意向調査」及び「有機農産物利用に関する企業意向調査」を実施した。

○平成13年3月23日、徳島市「眉山会館」に於いて

「第3回研究会」を開いた。

○平成13年6月5日、徳島市「さくら荘」に於いて

「NPO法人徳島県有機農産物認証協会」の設立準備会を開いた。

○平成13年6月22日、徳島市「徳島プリンスホテル」に於いて

「NPO法人徳島県有機農産物認証協会」の設立総会を開いた。

○平成13年7月3日

徳島県知事に「NPO法人徳島県有機農産物認証協会」の認可申請した。

○平成13年10月22日

徳島県知事から「NPO法人徳島県有機農産物認証協会」の認可を受けた。

○平成13年11月6日、徳島市「徳島プリンスホテル」に於いて

「NPO法人徳島県有機農産物認証協会」の理事会を開いた。

○平成13年11月22日

農林水産大臣に「登録認定機関登録申請書」、「認定業務規程許可申請書」、「認定手数料認可申請書」を提出した。

○平成14年1月9日、徳島市「さくら荘」に於いて

「第1回本協会有機農産物等検査員・判定員講習会」を開いた。

○平成14年1月10日、本協会事務局に於いて

独立行政法人農林水産消費技術センター本部職員から「登録認定機関登録申請書」等についての現地検査を受けた。

○平成14年2月14日

「第2回本協会有機農産物等検査員・判定員現地講習会」を木屋平村で開いた。



(4) 平成14年5月16日

○平成14年3月14日、徳島市「徳島プリンスホテル」に於いて

「有機農産物認証制度情報交換会」を開いた。

○平成14年3月27日

兵庫県内の有機農産物認定農家を視察した。

○平成14年4月23日

農林水産大臣に「本協会（NPO法人徳島県有機農産物認証協会）」がJAS登録認定機関として登録されるとともに、本協会の認定業務規程及び認定手数料の認可を受けた。

○平成14年4月24日、徳島市「さくら荘」に於いて

「第3回本協会有機農産物等検査員・判定員講習会」を開いた。

登録認定機関「本協会」の概要

〈営業開始日〉

本協会の認定業務の営業開始は平成14年6月3日からです。

○所在地

〒770-0939 徳島市かちどき橋1丁目41番地
徳島県林業センター4階
徳島県農業会議内

TEL 088-655-8368

FAX 088-655-8364

○本協会の役員

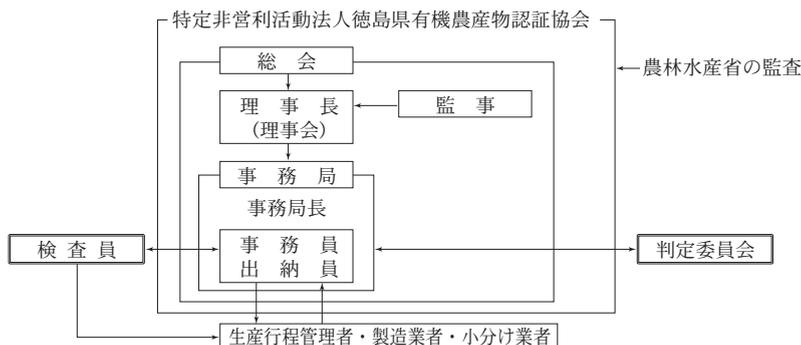
理事長 川端 静司
(徳島県農業会議事務局長)

副理事長 高橋 嘉徳
(徳島県農業協同組合中央会常務理事)

副理事長 谷本林 三郎
(有限会社太閤酒造取締役)

監事 芝原 孝昌
(徳島市農業協同組合代表理事常務)

○認定業務の組織図



○認定業務の営業日及び営業時間

・月曜日、水曜日、金曜日
(祝祭日、お盆、年末年始は除く)

・10時から16時

※この時に、認定申請の受付、相談(無料)を受けます。

○認定の対象とする農林物資の種類

・有機農産物 (転換期間中有機農産物を含む)
・有機農産物加工食品

○認定の対象者

・有機農産物の生産行程管理者
・有機農産物加工食品の製造業者
・有機農産物及び有機農産物加工食品の小分け業者

○認定を行う区域

・徳島県内



有機認証を受けるための手順

有機農産物の生産行程管理者の場合

1. 生産組織づくり

申請は個人でも行えますが申請者には学歴や農業経験などの要件を満たす必要があるため、グループを作って認定を受ける方が合理的と思われます。

1) 生産行程管理者の選任

有機農産物の生産管理記録をつけて生産を管理する人を選任する。複数の場合は責任者を定める。

2) 生産管理格付担当者の選任

作物を収穫後、それを有機として販売してよいか検査し、JASマーク貼付の管理を行う格付担当者を選任する。

3) グループの規定の作成

規定には①生産管理方針の作成②年間生産記録の作成③生産記録の提出と3年以上の保持④格付け記録の3年以上の保持⑤不合格品の処分の方法と処分記録の3年以上保持などの内容を盛り込む必要があります。

生産管理方針には、圃場の条件、肥培管理、病虫害防除、雑草防除、使用資材の内容と入手方法、種苗の入手方法、輸送・選別・調整・洗浄・包装等の行程に係る管理などの方法について認定基準に照らして記入する必要があります。

2. 栽培管理記録の整理

有機農産物の過去2年間（多年性作物にあつては3年間、転換期間中の場合は1年間）の栽培管理記録が必要です。（また、認定後も栽培管理記録をつけなければなりません。）

3. 申請書の作成

登録認定機関に提出する認定申請書を作成します。この時、圃場の地図や水系図、施設の図面なども必要になります。また、申請を行おうとする生産行程管理者及び格付担当者は登録認定機関が実施する講習会を受講・修了しておく必要があります。（これらの講習会は、認定後1年以内の受講・修了も認められております。）

4. 実地検査と判定

登録認定機関の検査員により書類審査、実地審査が実施され、その審査確認報告書に基づき、判定委員が認定の可否について判定します。

5. 認 証

認定されると登録認定機関より「認定証」が交付されます。この認定の後、播種または定植（多年性作物及び転換期間中の場合は収穫）された農作物からJASの格付け及び有機表示が行えます。認定の有効期間は1年で、更新する場合は毎年登録認定機関が実施する監査に合格する必要があります。

6. 認証後の業務

認定取得後は、①認定申請に変更があつた場合には、遅滞なく本協会へ届け出る必要があります。②毎年、認定申請書に準じた申請書を提出する必要があります。③毎年6月末までにその前年度の格付け実績を本協会へ提出する必要があります。

※申請から認証までは3ヶ月程度必要です。

有機認定費用

本協会の「有機農産物の生産行程管理者」等の認定を受けるには、下記の「認定申請手数料」と「実地検査費用」が必要です。

1. 認定申請手数料

単位：円

申請者の種別		認定申請手数料		
1	有機農産物（転換期間中有機農産物を含む）の生産行程管理者（個人）	一般	27,270	
		会員	27,270－会費10,000	
2	有機農産物（転換期間中有機農産物を含む）の生産行程管理者（団体）	栽培者が9人以内	一般	栽培者1人につき27,270
			会員	27,270×栽培者数－会費30,000
		栽培者が10人以上	一般	{27,270×9人+(栽培者数－9人)×22,770}
			会員	{27,270×9人+(栽培者数－9人)×22,770}－会費30,000
3	製造又は加工業者	一般	43,870	
		個人会員	43,870－会費10,000	
		団体会員	43,870－会費30,000	
4	小分け業者	一般	27,270	
		個人会員	27,270－会費10,000	
		団体会員	27,270－会費30,000	

注) ①上記計算式により算出された金額がマイナスとなった場合は、ゼロとする。

②会費分の減額については1会員1申請に限る。

2. 実地検査費用

1) 生産行程管理者に対する検査員の実地検査費用

単位：円

1	検査に要する時間が4時間未満の場合（概ねほ場数5枚まで）	10,000
	同上 8時間未満の場合（概ねほ場数10枚まで）	15,000
	同上 8時間を超えるの場合（概ねほ場数11枚以上）	4時間を超える毎に5,000加算
2	宿泊費及び検査員が居住する最寄り駅から検査地までの交通費（原則として公共機関）	実費
3	実地検査報告書作成費	10,000

2) 製造又は加工業者に対する検査員の実地検査費用

単位：円

1	検査に要する時間が4時間未満の場合（概ね2工程まで）	10,000
	同上 8時間未満の場合（概ね4工程まで）	15,000
	同上 8時間を超えるの場合（概ね5工程以上）	4時間を超える毎に5,000加算
2	宿泊費及び検査員が居住する最寄り駅から検査地までの交通費（原則として公共機関）	実費
3	実地検査報告書作成費	10,000

3) 小分け業者に対する検査員の実地検査費用

単位：円

1	小分け施設1ヶ所につき	15,000
2	宿泊費及び検査員が居住する最寄り駅から検査地までの交通費（原則として公共機関）	実費
3	実地検査報告書作成費	10,000

※2年目からは、「監査手数料」と「実地検査費用」が必要になります。「監査手数料」は「認定手数料」の約2割減ですが、「実地検査費用」については、変わりはありません。

◇本協会会員◇

個人会員

団体会員

加 集 彰 夫	徳島県農業協同組合中央会	市岡製菓株式会社
木 内 良太郎	全国農業協同組合連合会徳島県本部	株式会社 岡萬商店
後 藤 實	徳島市農業協同組合	日新酒類株式会社
斎 藤 定 一	大津農業協同組合	光食品株式会社
佐々木 照 夫	東とくしま農業協同組合	有限会社 かじもと農園
田 村 博 昭	かいふ農業協同組合	有限会社 酒井農園
福 徳 進 一	板野郡農業協同組合	有限会社 西地食品
藤 川 清 幸	市場町農業協同組合	美馬郡有機の里推進協議会
曲 清 春	美馬農業協同組合	徳島県農業会議
三 宅 貞 雄	阿波みよし農業協同組合	社会福祉法人 あゆみ園
山 上 英 吉	株式会社 アクト	

(順不同)

本協会の趣旨

徳島県内の有機農産物の生産者、流通業者及び加工業者に対して、JAS法に基づく、有機農産物及び有機農産物加工食品の認証活動などを行うことにより、環境にやさしい農業の発展に寄与することを目的とする。

本協会の主な事業

- ・ J A S 法に基づく有機食品の認証事業
- ・ 有機食品認証制度に関する啓発普及事業
- ・ 有機食品流通促進のための情報交換の事業
- ・ その他目的を達成するために必要な事業

会員のメリット

- ・ 認定申請手数料の減免
- ・ 講習会、研修会、視察等参加費の減免
- ・ 広報誌への広告掲載
- ・ 生産者、消費者、流通業者、加工業者による情報交換会（商談会）の開催
- ・ 会員証の発行 e t c

年会費

個人会員 10,000円 団体会員 30,000円

当面のスケジュール等

〈有機農産物の認証制度と有機農産物のPR〉

今秋までに地元紙を使って有機農産物の認証制度と有機農産物のPRを計画しております。

〈有機農産物生産行程管理者等講習会の開催計画〉

本協会に認定申請をする「有機農産物の生産行程管理者」、「有機農産物加工食品加工業者」、「有機農産物及び有機農産物加工食品の小分け業者」は、本会が行う「有機農産物生産行程管理者等講習会」と「有機農産物等格付担当者講習会」を受講・修了する義務があります。

この内、「有機農産物生産行程管理者等講習会」を本年6月頃に開催する計画です。場所は徳島市内で、時間は半日程度です。受講料は、本協会会員は無料、一般の方は2,000円です。具体的日程等が決まり次第、広くご案内します。また、「有機農産物等格付担当者講習会」は来年の5月までに開く計画です。

なお、これらの講習会は認定後、1年以内の受講・修了も認められております。

〈申請書の配付〉

- ◎「有機認定申請書」は、本協会の事務所で直接、又は郵送で配布します。
- 事務所での配布は、営業時間内に行います。
- 郵送をご希望の方は、240円切手を貼った返信用封筒(角型2号)を同封の上、郵送でお申し込みください。
- 申請書は、フロッピーディスク(一太郎)で配付することも可能です。
- 申請書が提出された場合は、記載すべき項目が記載されているか、様式に不備がないかなどを速やかに確認し、所定の認定手数料の納付確認後に受理します。

事務所案内図



編集後記

振り返れば、本県に有機農産物等の登録認定機関を設立するための研究会を開いたのが2000年7月。そして、諸々の手続きを踏んで農林水産省にその登録認定機関として登録されたのが2002年4月。登録までの期間が約2年と長かっただけに、安堵感やら達成感みたいなものがあります。が、これで終わった訳でなく、これからが始まりであります。理事長の挨拶にもありますように、これでようやくスタートラインに立った訳で、これからが試練の始まりで、色んな難しい問題に直面することでしょう。会員の方を始めとした関係者の皆様方のご指導ご鞭撻を頂きまして、認定業務の適正で円滑な推進と、本誌の充実に努めて参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

本協会事務局・本誌編集担当 難波 力